

平成 2 1 年度

福島町議会定例会 3 月会議

平成 2 2 年 3 月 1 1 日 (木)

議会提出議案

福島町議会

平成21年度福島町議会定例会3月会議議会提出議案目次

番 号	件 名	頁
発 議 3	福島町議会基本条例に関する諮問会議条例の制定について	1
4	議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	3
意見書案 6	「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について	4
7	季節労働者の失業給付を90日分にするなど季節労働者対策の強化を求める要望意見書の提出について	6

発議第 3 号

福島町議会基本条例に関する諮問会議条例の制定について

福島町議会基本条例に関する諮問会議条例を次のように定める。

平成 22 年 3 月 11 日 提出

提出者 福島町議会運営委員会
委員長 滝川明子

福島町議会基本条例に関する諮問会議条例

(設置)

第 1 条 福島町議会基本条例（平成 21 年福島町条例第 11 号。以下「基本条例」という。）第 20 条の規定に基づく附属機関として、福島町議会基本条例諮問会議（以下「諮問会議」という。）を設置する。その組織及び運営に関しては、この条例の定めるところによる。

(所掌事項)

第 2 条 諮問会議は、次に掲げる事項について議長の諮問に応じたの調査審議及び議会に意見を申し出ることができる。

- (1) 基本条例の見直しに関する事項
- (2) 議員定数・歳費に関する事項
- (3) 議会評価に関する事項
- (4) その他基本条例に関する事項

(組織)

第 3 条 諮問会議は、委員 5 人で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから、議長が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 諮問会議に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第 6 条 諮問会議は、会長が召集する。

- 2 諮問会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 諮問会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 諮問会議は、必要があると認めるとき、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 報酬は日額とし報酬額は、3,000円とする。

(費用弁償)

第8条 委員が職務のため旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

3 第2項の旅費支給方法については、職員等の旅費に関する条例（昭和52年福島町条例第31号）の規定を準用する。ただし、職務のため町内旅行した者及び通知に応じて会議に出席した者に対して支給する旅費額は、別表に掲げる日当額とする。

(事務)

第9条 諮問会議の事務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、諮問会議の運営に関し必要な事項は、会長が諮問会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表

内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料

車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1日につき)
37円	1,000円	11,800円	1,000円

発議第 4 号

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 22 年 3 月 11 日 提出

提出者 福島町議会運営委員会
委員長 滝川明子

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年福島町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第 6 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額に 6 月に支給する場合において 100 分の 200 、12 月に支給する場合において 100 分の 225 を乗じて得た額に基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) (略) 3 (略)	(期末手当) 第 6 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額に 6 月に支給する場合において 100 分の 180 、12 月に支給する場合において 100 分の 210 を乗じて得た額に基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) (略) 3 (略)

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

意見書案第6号

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成22年3月11日

福島町議会
議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 杉村 志朗

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討
会議での採択に向けた取り組みを求める意見書

昨年9月、国連安全保障理事会首脳級特別会合において、鳩山由紀夫首相は被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つとの決意を明確に表明されました。また、日本政府が米国などと共同提案した核廃絶決議案についても、国連総会第1委員会でも過去最多の国々の賛成で採択されるなど、日本政府の被爆国としての取り組みは一つひとつ成果を積み上げてきています。

一方、昨年8月、世界の3,241都市が加盟する平和市長会議総会が長崎市で開催され、2020年までに核兵器を廃絶するための道筋と、各国政府が遵守すべきプロセスなどを定めた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を、2010年NPT再検討会議において採択を求めることなどの具体的な提案を盛りこんだ「ナガサキアピール」が決議されました。

このような動きを踏まえ、被爆国の政府としての核兵器廃絶の取り組みをさらに確実なものにするために、国会及び政府におかれては、平和市長会議が提案する「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のNPT再検討会議において、同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国を初めとする各国政府に働きかけていただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣

意見書案第7号

季節労働者の失業給付を90日分にするなど季節労働者対策
の強化を求める要望意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成22年3月11日

福島町議会
議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 杉村 志朗

季節労働者の失業給付を90日分にするなど
季節労働者対策の強化を求める要望意見書

政府は通常国会に雇用保険法等の改正案を提出し、非正規労働者への適用の拡大、雇用保険財政への国庫負担を本則どおり25%とすることなどが予定されている。しかしながら、今回の法改正で季節労働者は対象とされていない。

北海道には約10万人の季節労働者がおり、その6割は建設関係の仕事に就いている。これらの季節労働者は、厳しい自然環境などにより冬期間の失業を余儀なくされているが、現行の雇用保険制度のもとでは40日分の特例一時金(約20万円)で厳寒の3~4ヶ月を越さなければならない。

非正規労働者が企業の都合で解雇されるのと同じように、季節労働者が冬に失業するのは労働者の責任ではない。働きたくても仕事がないためである。

国の「通年雇用促進支援事業」は、所得保障にかかわるものが一切認められていないため、十分な効果があがっていない。

また、北海道においても、急速に悪化した経済情勢のもとで民間工事が落ち込み、さらには自治体財政の困難の増大によって公共事業の減少が続くなど、雇用情勢は深刻さを増している。通年雇用どころか、年間を通じた失業が季節労働者におそいかかっている。

こうした状況から、政府においては季節労働者対策について以下の措置を講ずるべきである。

- 1 雇用保険法を改正して、季節労働者の失業給付を90日分とすること。
- 2 国の「通年雇用促進支援事業」を抜本的に改善・拡充すること。
- 3 国として、雇用効果の高い生活・福祉関連の公共事業の拡大をはかって地元
の中小建設業者の仕事を確保するとともに、冬期間の就労機会を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、総務大臣